



稲敷市

# 議会だより

第9号

発行日/平成19年8月1日



平成19年第2回稲敷市定例会	…P2
一般質問	……………P4
常任委員会の審査経過と結果	…P12
委員会の活動報告	……………P14
請願の審議結果	……………P15
編集後記	……………P16

# 平成19年第2回稲敷市議会定例会

第2回稲敷市議会定例会は、6月12日から22日までの11日間にわたり開かれました。

開会日に、市長から報告案7件、専決処分案2件、条例の改正案4件、各会計の補正予算案3件、人事案6件、その他2件の計24案件及び請願2件が提出されました。各議案については常任委員会に付託され慎重な審査が行われました。

最終日には、各常任委員長の報告の後、議案3件及び議員提案による発議1件が追加提出されました。

採決の結果、議案については、いずれも原案のとおり可決されました。継続審査となっていた、請願2号は趣旨採択、請願3号は継続審査となりました。

## 審議された議案とその結果

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果
報告第1号	平成19年度財団法人稲敷市農業公社事業の報告について	平成19年度事業計画及び平成18年度事業の報告	—	—
報告第2号	平成18年度稲敷市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	旧古渡橋架替事業の6,998万5千円を翌年度に繰越したもの	—	—
報告第3号	平成18年度稲敷市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	国保電算システム改修委託事業の303万5千円を翌年度に繰越したもの	—	—
報告第4号	平成18年度稲敷市老人保健特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	老人保健システム改修委託事業の294万円を翌年度に繰越したもの	—	—
報告第5号	平成18年度稲敷市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	江戸崎終末処理場建設委託費を通次繰越したもの	—	—
報告第6号	平成18年度稲敷市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	工事請負費及び霞ヶ浦常南流域下水道の整備負担金の一部を繰越したもの	—	—
報告第7号	平成18年度稲敷市介護保険特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	介護保険システム改修委託事業の32万6千円を翌年度に繰越したもの	—	—
議案第52号	専決処分の承認を求めることについて(稲敷市税条例の一部を改正する条例)	地方税法の一部改正に伴う稲敷市税条例の一部改正	市民生活	原案承認
議案第53号	専決処分の承認を求めることについて(稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	国民健康保険法施行令の一部改正により、市国民健康保険税条例の基礎課税額に係る限度額を53万円から56万円に改めるもの	市民生活	原案承認
議案第54号	稲敷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	市の消防団の組織再編に伴い、新たに方面隊長・副方面隊長を追加するとともに、学校及び幼稚園適正配置検討委員会に名称を改めるもの	総務	原案可決
議案第55号	稲敷市消防団の設置等に関する条例の一部改正について	引用条項の改正と、旧各4消防団を「稲敷市消防団」に統合し名称を改め、管轄区域も稲敷市全域に改めるもの	市民生活	原案可決

議案番号	件 名	内 容	付託委員会	審議結果
議案第 56 号	稲敷市消防団員の定数、任免、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	引用条項の改正と、旧消防団担当区域に新たに方面隊を組織し、副団長格として方面隊長、副方面隊長を加えるもの	市民生活	原案可決
議案第 57 号	稲敷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	条例中の引用条項を改めるもの	市民生活	原案可決
議案第 58 号	平成19年度稲敷市一般会計補正予算(第1号)	予算の総額を174億7,294万9千円とする	各常任委員会	原案可決
議案第 59 号	平成19年度稲敷市老人保健特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を43億5,898万7千円とする	市民生活	原案可決
議案第 60 号	平成19年度稲敷市浮島財産区特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を396万6千円とする	総 務	原案可決
議案第 61 号	市道路線の認定について	江戸崎消防署東側の1路線と、まちづくり交付金事業により整備するため江戸崎地内の4路線を認定するもの	産業建設	原案可決
議案第 62 号	市道路線の廃止について	市道(東)1380号線、市道(桜)2597号線を廃止するもの	産業建設	原案可決
議案第 63 号	教育委員会委員の任命について	教育委員会委員の任命 伊佐部 吉田 薫 氏 (再任)	—	原案同意
議案第 64 号	稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について	委員の選任 阿見町上条 藤田英雄 氏	—	原案同意
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員を推薦 下根本 黒田輝子 氏 (再任)	—	原案同意
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員を推薦 幸田 石田 馨 氏 (再任)	—	原案同意
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員を推薦 西代 坂本雅夫 氏 (再任)	—	原案同意
諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員を推薦 上君山 墳崎 昇 氏	—	原案同意
選 挙	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について		—	
議案第 65 号	江戸崎地方衛生土木組合同規約の変更について	9月1日から美浦村の議員を2人に変更し、組會議員の定数を8人とするもの	—	原案可決
議案第 66 号	工事請負契約の締結について	契約内容：(仮称)稲敷市障害者自立支援センター建築工事 契約金額：2億5,830万円	—	原案可決
議案第 67 号	市有地の処分について	下太田第二工業団地の造成工場敷地の売却	—	原案可決
発議第 4 号	稲敷市農業委員会委員の推薦について	委員の推薦 浮島 高塚英男 氏	—	原案可決

## 市政を問う

## 一般質問

第2回定例会には、8名の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。質問と答弁について、要旨を紹介します。

### 質問1 江戸崎新市街地形成圏について

西高跡地の利用と、近くにある稲敷市所有の、土地を活かした構想と、新庁舎や各行政機関の配置について、伺います。

#### 大湖 金四郎 議員

答弁

市民サービスの向上を第一に

△市長▽

現在のところ市の具体的な構想や計画等はありません。ただ、西高跡地については県より利用計画の照会を受け、新庁舎建設候補地のひとつとして不確定とはいえ市の状況等を報告しています。また、行政機関等の配置については市役所や警察署、消防署、県の出先機関等が一ヶ所に集積できれば便利なものになると考えます。ひとつの構想ですが、市民サービスの向上、行政効率化を第一に検討を進めたいと思います。

### 質問2 江戸崎公民館について

現在使用されている公民館は音響効果が悪く、コンサートなどが出来ない状況です。改修して、文化センター的な役割を担う公民館にしてはどうか、伺います。

答弁

市民ニーズに対応した整備を

△市長▽

江戸崎公民館の音響効果の悪さについては、早急に原因等を調査し改善に向けて検討します。また、文化センターへの改修については、公民館が担う生涯学習活動の役割を考慮し、市民のニーズに対応した配置や整備を計画的に進めていきたいと思えます。



▲ 江戸崎公民館

### 質問3 分庁舎の年間の維持経費と新庁舎建設について

現在4庁舎で業務をしておりますが、年間どのくらいの経費がかかっているのか、又、新庁舎を建設した場合、どのくらいの節約になるのか、新庁舎建設に向つての、市長の思いをお伺いします。

答弁

経費削減を含め積極的に検討する

△市長▽

平成17年の4庁舎の維持経費は、電気料や夜間警備、修繕料等で9488万円です。また、現4庁舎を今後15年間使用した場合より庁舎を統合した場合のほうが、総合窓口課の人員費、コンピュータネットワーク維持費や庁舎間移動経費等で年間約3億3000万円の経費削減ができます。新庁舎建設計画懇話会でも経済損失等を含め活発な意見が交わされています。今後、新庁舎建設に向けて積極的に検討していきます。

質問 1 学区再編と校舎の  
統廃合について

根 本 保 議 員

入園児や小学校就学児童の減少傾向は、今後共続くとの予測統計が出ており、PTA関係者や、市民の間から、学校運営、その存続を心配する声が聞かれるようになりました。この際、適正規模での学区再編を図り、校舎の統廃合を検討すべき時機に來ているのではないかと。

答 弁 早急に検討委員会を  
立ち上げたい

△教育長▽

学校教育は、集団で行う事を基本としており、学校全体、あるいは学年の児童数減少、学級数が減少する事により、児童生徒の教育条件や教育環境、学校運営等にさまざまな課題が生じてくる。少子化問題のほか通学区に課題、校舎など施設、設備の経年劣化問題などを抱え、質の高い教育を推進する上で抜本的な施策の改革の必要性を感じており、早急に適正配置検討委

員会を立上げたい。検討委員会では、学校経営の効率化だけでなく、特色ある学校作り、充実した教育環境の提供等を段階的に進めていきたい。なお、具体的な検討の際には、保護者や教職員、地域関係者等々と十分協議をして、適正配置の必要性に對し、共通理解を得られるよう、取組みを進めていきたい。



質問 2 稲で「バイオ燃料」  
その取組みについて

世界的に原油資源の枯渇化が心配される中、主な原油の供給地域である中東の政情不安も加わって、ガソリンなど、化石燃

料の高騰ぶりは止まる所を知らず、大きな社会不安となっております。このようなとき、東京大学を中心とした研究グループが「稲でバイオエタノール燃料」の産業化を目指して、広く農家の各種団体、地方自治体に、その取組みへの参加を呼び掛けています。年々耕作放棄地が拡大する中、国土保全や農村振興、エネルギー自給率向上に資するものと始めたものです。広大な水田、転作田を有する本市として、この取組みに参加すべきではないかと。

答 弁 研究成果を見守り  
前向きに検討したい

△市長▽

「稲でバイオ燃料」は本市の農業にも、大きなプラス効果があると考えている。しかし多くの課題もあり、今後研究グループの動向や研究成果を見守りながら、実用化が図られるようになれば、広大な水田を有する本市として、農業者あるいは農業団体等の協力等をいただき、参加について前向きに検討したい。

質問 3 投票所に「車イス」  
の配置を

投票立会人として、終日その場にいと、時折、足腰の悪い人、体調のすぐれない人が訪れて、投票の介添をする場面があるとの事です。このような時、「車イス」の備えがあれば、どんなに心強いかと。

答 弁 可能な範囲で  
配置を進めたい

△選挙管理委員会書記長▽

現在、車イスのまま投票所に入場し投票できる、いわゆるバリアフリー化されている投票所は、稲敷市内の34投票所となっており、うち6投票所には車イスを用意してあります。しかし、集落センターなどのバリアフリー化されていない施設では車イスが使用できません。今後、選挙管理委員会としては、可能な範囲で車イスの配置を進め、車イス用記載台の配置、投票者への介助に努めていきたい。

## 質問 旧古渡橋完成と 今後の見通しについて

### 井戸賀 吉男 議員

旧江戸崎町と旧桜川村とで協定し、架橋建設を進めるよう県に陳情し、話し合いの中で今まで進めてきた経過があります。

地元住民は大きな期待をもって工事建設を見守ってきました。開通を間近にして、住民が心配していることは、橋の開通時期はいつ頃か、交通体系をどうするのか、また地域環境をどう進めようとしているのか、不安と期待をもって進捗状態を見守ってきました。特に、計画された稲敷市総合計画の中では、観光の振興がより具体的に謳われており、霞ヶ浦や河川などの豊かな自然環境や歴史遺産を観光資源として活用し、観光拠点の整備、充実を図り、観光ルートの設定に取り組んでいきたいと記されています。このような視点から見ると、古渡橋から霞ヶ浦を通じて眺める筑波山の景観は、他に無い故郷への愛着を感じさせる場所でもあります。

また、四季を問わず、釣り人

達が関東一円から来ては、釣りを楽しみながら自然環境を満喫し、リフレッシュして帰るような自然豊かな地でありました。現在は、自然環境の変化に伴って、生態系の変化が著しく、霞ヶ浦での戦後取れた魚は激変し、それに伴い水質浄化対策が急務である、国を挙げて取り組んでいるところです。もう一度、環境の保全に力を注ぎ地域特性を見直し、自然の良さを再発見させ、元気づけることが大切です。それには、多くの人達を呼び込める環境と、情報発信できる体制整備が急務と考えます。稲敷市総合計画が中期、長期に向けて着実に実現されることを強く切望します。

### 答弁 早期竣工に努めます

#### △市長▽

旧古渡橋は、県の事業として平成13年度から17年度にかけて橋の撤去工事が終わり、また、市の事業として、橋梁の架け替え工事が18年度に完了をしたところですが、本年度では、仮橋の撤去及び、両側の取りつけ道路の改良工事を行って、平成20

年3月に完成、供用開始を予定しています。

天然記念物のオオヒシクイの飛来による影響や、7月から10月までの出水期では、工事許可が厳しい状況ですが、関係機関へ現状等を十分に説明して、早期竣工に努めます。

取り付け道路は、県により旧道の舗装に対して補修整備を完了させて、市に移管することになっていきます。移管後は、新古渡橋を経由していたバスの交通体系や、また、大型車進入の一部規制等については、警察と協議が必要になるので、検討したいと考えています。

周辺開発については、霞ヶ浦区域が水郷筑波国定公園特別地域内となっているため、開発は非常に難しい地域であることから、周辺開発にはなじまない、と考えています。



## 質問1

行政対象暴力への  
対策について

平成9年頃までは、日本の社会は安全で治安状況がよいという安全神話があった。

現在は犯罪が多発し、その中でも暴力団組員の占める割合は多く、新しい犯罪の傾向としてその対象を行政側に向けている。

## 平山 寧 議員

市長や市職員に対し不当な要求をし、恐喝、脅迫、執拗な電話、暴言など、又市営住宅への入居要求など、これらに対する市の対策・取り組みはどうなっているか。

## A 答弁 暴力を許さない

## 暴力に屈しない

## △市長▽

行政対象暴力について、行政側は暴力を許さない、屈しないという強い決意で対応する。市としては警察署長を講師として研修し、組織を挙げて万全を期しています。

市及び私への対策は「不当要求対策要綱」を制定、責任者を

置き警察への通報体制を定めています。

職員への対策は、一人で悩むことなく組織として取り組み、具体的マニュアルを作成し、所属責任者は、警告・退去命令・排除・警察への通報など、困難な事象については庁内で協議し、必要に応じ法的措置をとるようになっています。

現在市営住宅に暴力団員が入っていません。

## 質問2 児童虐待防止について、市の現状と対策は

「改正児童虐待防止法」が成立したが、犯罪白書統計によれば平成16年、父親の虐待件数163件中、実父81件、継父・養父41件、母親件数90件のうち実母72件、継母7件、殺人33件中、実母21件。

稲敷市の児童に虐待はないと信じるが、児童を救済するには社会全体で、関心を持ち、防止するしかないと思うが、稲敷市の現状と対策・支援策をお尋ねしたい。

## A 答弁 早期発見・早期対応

## に努める

## △保健福祉部長▽

児童虐待についての市の現況は、18年度の相談件数は、0歳から16歳までが7件。通報は近所の人や、病院からのもの。相談は親からが大半で、いずれも指導のうえ解決しています。支援策として、早期発見・早期対応・関係機関との連携による援助体制の充実が必要と考えています。

## 質問3 発達障害者への

## 市の現状と支援策は

平成17年に「発達障害者支援法」が成立施行されたが支援対象者は、自閉症とか、LD（学習障害）、AD・HD（注意欠陥・多動性障害）と呼ばれる子供達で、従来、迷惑な子・怠け者・努力不足などと一方的に批判・叱責され、気の毒な状況に置かれていました。稲敷市も支援に取り組んでいるようですが、市の現状と支援策をお尋ねします。

## A 答弁 要支援者在籍率

## 小・中学校1.3%、幼稚園1.1%

## △教育長▽

稲敷市におけるLD、AD・HDの本年度在籍率は小学校1.3%、中学校1.3%、公立幼稚園1.1%。対策、取組みとして早期発見、早期対応が大切と考えており、LD、AD・HD等の研修の機会を設け早期発見に努めています。

市内の園・学校での特別支援教育は全ての学校、学級で行われることを周知徹底していきま

す。

また、LDの場合、保護者との連携を密にし、特別支援学級で、学習を受けられるようになっていきます。



質問1 稲敷市のグリーン購入の取り組みについて

浅野信行 議員

グリーン購入とは、価格、機能、デザインなどの購入判断要素に、環境という視点を加えて製品を購入する活動です。消費者が、グリーン購入に取り組む事によって「環境配慮型の製品やサービス」の方が売れるという状況を作りだすことができれば、「企業の環境配慮型の製品の研究開発」が推進され、従来よりも環境負荷の小さい製品がより安い価格で市場に出回ることになり、消費者の購入が一層促進される好循環を生むことができます。また、現在発生している「ごみ問題」「環境汚染」「地球温暖化」などの多くの環境問題の根本的な原因を解決するためには、環境負荷の小さい製品の購入に転換することが重要になります。また、必要性を十分に考慮し新規の購入を抑制する、つまり、購入しないことがグリーン購入の重要な取り組みになります。稲敷市のグリーン購入の取り組みは、どうなっているのか、

伺います。

答弁 積極的に取り組んでいきたい

△市民生活部長▽

平成13年4月に施行されたグリーン法では、国の機関に対して、グリーン購入に取り組む事が義務づけられ、地方自治体に対しても努力義務が課せられています。

稲敷市においても、コピー用紙については、再生紙を購入するなど、取り組んでいます。

当市も「地球温暖化対策実行計画」を今年の3月に策定しました。

その中に、物品調達の際はグリーン購入に努め、国際エネルギースターのロゴ表示のあるO A製品、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング商品、再生材料等から造られた製品など、総体的に環境の負荷の少ない製品を購入するように努める事になっています。

ただグリーン購入については、非常に意義のある事で積極的に推進すべき事だと思えますが、ある反面価格が高く、現実的には、コスト優先の調達になっ

てしまうという問題点を抱えています。環境省のアンケートでも、価格が高いことがグリーン購入における阻害要因の第一に挙げられています。



質問2 AEDについて

AED(自動体外式除細動器)の設置状況と講習会の実施状況は、どうなっているか、伺います。

答弁 年次の計画で増やしていきます

△保健福祉部長▽

現在は「ふれあいセンター」に一台あります。本年度3台購入

の予定で、年次の計画により各施設に設置を検討していきます。

講習については健康増進課・生活環境課等で実施しています。

質問3 緊急小口資金について

緊急小口資金の貸付制度の限度額が、4月から5万円が10万円に倍増されましたが都道府県によっては準備中の場合もあると聞きました。稲敷市の現況は、また、市として同じような制度はあるのか、伺います。

答弁 県の通達の上で調整を図りたい

△市長▽

今後、県の通達を見た上で、稲敷市社会福祉協議会の理事会等で調整を図りたいと考えています。

現在、市社会福祉協議会では、小口貸付資金事業を実施しています。市では無利子で1年間の返済期間の貸付内容となっております。現在9件の利用があります。





## 質問1 まちづくり交付金 事業について

### 山下 恭一 議員

現在、江戸崎、浮島の2地区が採択となり、予算付けがされ、交流人口の拡大をテーマに、基盤整備を行っていくようですが、整備後の形が見えにくく、既存施設等の維持補修や施設改修で終わってしまっているのではないかと懸念しています。また、本当に市民が積極的に参画してくれる事業運営方針が示されているのか。

### 答弁 早急に事業計画を まとめたい

#### ▲市長公室長▼

平成19年3月28日に、国土交通省から正式に事業採択を受けて、本年から5カ年をかけて市民参画を基本に、魅力あるまちづくりを進めていきます。今後は、各地区に組織をつくり、市民の声を事業に反映していきたいと考えています。

ソフト面の事業では、江戸崎

商店街活性化イベントとして、お笑いライブを6月に実施しました。年間で5回ほどの開催を予定していますが、ハード面の事業については、現在、関係各課と調整しています。

今後、綿密な事業の執行計画を立て、事業効果が早く示せるように進めたいと考えています。

### 再質問

まちづくり交付金制度は、様々な事業に使えるため、物事がまとまらない状況になることを心配するが、見解を伺います。

#### ▲市長公室長▼

従来の補助金制度とは違い、地域内の様々な事業への取り組みや、事業の変更ができるものと理解しています。

各地区において、どのような事業がその地区に一番良いものか、事業の見直しは随時行っていくたいと考えています。

### 再々質問

市民の声を聞くことは大切であるが、行政側もある程度は主導的な形で、市民に提案する方法も考えるべきではないか。

#### ▲市長公室長▼

事業の見直しをすることは可

能なので、今後、見直しの際には、逐次各担当者により十分検討し、市民の意見を伺いながら、まとめ上げたいと考えています。

## 質問2 防災行政無線 について

以前の一般質問では、将来のデジタル化に向けた整備も視野に入れ、未整備の江戸崎地区については再検討する、と答弁がありました。

2億円以上の膨大な予算を投入する大事業であるため、市民は何を望んでいるのか、十分に検討すべきであるが、現在までにどのような検討したのか、伺います。

### 答弁 戸別受信機の 配布は急務

#### ▲市民生活部長▼

今後の整備方針としては、災害情報等の伝達方法としてインターネット等、様々な手段が考えられます。長期の停電等を想定した場合、無線設備等の機能を維持できる防災行政無線が、現時点では最良の方法と考えられます。

検討については、課内、部内で協議をして、市の政策幹部会議で方向性を打ち出しました。行政の公平性や行政格差の是正等の観点から、戸別受信機の配布は急務であり、江戸崎地区についても、他地区と同様に従来戸別受信機の整備を計画しています。

### 再質問

現在のシステムは時代遅れではないか。また、他市町村で実施している、新しい情報機器を使って、整備する方法も考えるべきではないか。

#### ▲市民生活部長▼

災害時の情報手段等については、複数の伝達方法を準備することが、一般的とされています。当市においても、情報メールの一斉配信サービスが、現在、計画されているので、その中に防災情報をのせ、配信できるように計画、協議をしています。現在は、様々な制度ができていますので、広く市民の理解を得られるような方法をとって、推進していかなければならないと考えています。

## 質問1

## 副市長の職務権限について

副市長の職務権限を行使する上で、どう全うするか、伺います。

## 堀口正良議員

**A 答弁 市民の目線で公平公正な対応を**

## △副市長▽

副市長の職務は、市長に代わり、業務の詳細等の検討や政策の計画立案、また市長の判断が不要な事案、もしくは市長から委任を受けた事案等についての決定や処理を行うことです。

市の行政運営を執行する上では、職責の重大さを心に刻みながら、副市長の目線だけでなく、市民の立場で、市民の目線で考えることを心がけ、公平、公正な対応や判断のもとに、市の発展のために努めていきます。

これからのまちづくりに当たっては、特に、新たな雇用機会の拡大と市民の安住化、流入人口の拡大、また、これに伴う税収の確保を図ることが大きな課題です。本年3月に策定された、市総合計画に基づき、首都

圏に近く水と緑に囲まれた自然環境を利用し、農業振興対策とあわせて圏央道の供用開始を想定した適正な土地利用のもとに、優良企業の誘致及び魅力ある市街地の整備を図り、活性化を推進したいと考えています。

進みたいと考えています。

## 再質問

当市も合併して3年目となるが、市職員の中には、いまだに一体感ができていない。また特に、特別職を含む幹部職員と、一般職員の間には乖離があるように感じられる。

職員意識の一体感の醸成や職員の連帯感、やる気を見出させるために、副市長が自ら橋渡し役となり促すべきではないか。

## △副市長▽

現在、稲敷市は4つの分庁舎に分かれた形となっていますが、職員間の問題等については、極力不具合のないように行ってきたところでは、指摘された職員間の一体感、又は職員のやる気といった部分については、今後、特に重要視し、早急に対策を講じて最大限努力していきます。

## 質問2

## 教育長の職務権限について

教育長の職務権限を行使する上で、どう全うするか、伺います。

**A 答弁 知・徳・体の調和のとれた人間を育てたい**

## △教育長▽

教育長の職務は、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局を指揮監督する立場にあります。教育委員会で決定した事務を執行し、委任され、または臨時で代理することとなった事務を処理します。さらに、教育委員会すべての会議に出席し、専門的な立場から助言等を行います。

市総合計画の中で、教育・文化は「稲敷市文化を創造する人を育てよう・しくみをつくらう」を基本目標に、次世代を担う子ども達が、夢を持って穏やかに成長できる環境を目指し、確かな学力の定着や心の問題への対応など、幼児教育、義務教育の抜本的な改革を推進したいと考えています。

昨今の教育を取り巻く情勢は、教育の再生、学力の低下、いじ

め不登校等、様々な問題意識が高まっています。教育は、地域振興の最も基本的なものであり、大きな柱です。今後、各種の教育施策を通して、稲敷市教育の向上に努めていきます。

## 再質問

教育や福祉も含めて、国策に振り回されている部分があるように感じられる。学校及び幼稚園の適正配置等の問題は、非常にシビアな問題です。会議を通して、広く市民や学校の先生方の声を聞き、基本方針を決めて、市民の理解を得るべきではないか。

## △教育長▽

今、国は大きな教育改革の中にあります。こういう改革の中でこそ、人と人との関係や知・徳・体の調和のとれた人間を育てていく、また教育は、人が人を育てるということを、きちんと押さえないとと考えています。

現在は、老朽化の進んだ幼稚園の改築等について協議を重ねていますが、今後は、小学校の統廃合も検討しなければならぬ状況にあります。市民アンケートや保護者、学校関係者などいろいろな方々の意見を聞きながら検討して、進めたいと考えています。

## 常任委員会の審査経過と結果

### — 総務委員会 —

委員長 柳町政広

議案第54号 稲敷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、消防団の組織統合による再編に伴い、副団長の役職に方面隊長、副方面隊長を加え、細分化したものです。この他に、学校及び幼稚園適正配置検討委員会の名称改訂がありました。

議案第58号 平成19年度稲敷市一般会計補正予算（第1号）のうち所管部分です。

秘書広聴課所管では、まちづくり交付金事業に関連して質疑があり、まちづくり活性化の趣旨は分かるが、焦点が定まっていない。また、行政側が先駆者的な意見を市民へ提案する行政主導の形を持つてよいのではないか、などの意見が出されました。

企画課所管では、バス路線維持費について質疑があり、地域住民のための調査試験運行だと言われるが、内容は運行業者のための実験に過ぎないと感じられる。また、当市全域の交通弱者の足を支えることを目的とするならば、実際に利用する方々と話し合い検討して、新しい交通システムを確立するべきである、との意見が出されました。このほか、各課からも詳細な説明を受けました。

議案第60号 平成19年度稲敷市浮島財産区特別会計補正予算（第1号）については、所有地から鋼矢板が盗難され、防護壁がなくなつたため、新たに門扉とフェンスを取付けるための経費です。

審査の結果、各議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第3号 公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める請願については、内容をよく精査し、調査を要するとして、継続審査すべきものと決定しました。

### — 市民生活委員会 —

委員長 木内義延

6月定例議会において当委員会に審査を付託された議案は7件ですが要点だけを報告します。議案52号は市税条例の一部改正ですが、まずタバコ税の税率が改正されます。税率の改正が行われても販売本数が減つていないため税収の伸びは期待出来ないとの説明がありました。バリアフリー改修を実施した家屋に対する固定資産税の減額措置の創設については高齢化社会を迎えて歓迎すべきことですが、対象となるためには様々な条件が有りますが、この誌面では割合します。

議案53号は市国保税条例の一部改正で、基礎課税額の限度額を現行の53万円から56万円に改めるものです。影響が心配されますが、現在は暫定賦課ですので反響は無いとの説明です。

議案55号、56号、57号は旧来の各地区消防団を稲敷市消防団に統合し名称を改めたこと

に伴い、組織の再編と設置、拡充、そして団員の定数、任免、給与、分限及び懲戒、職務等に関する条例の一部改正です。退職報償金の支給に関する条例も一部改正されました。

議案58号の内当委員会所轄部分の補正予算は昨年退職された消防団員127名分の退職報償金が主なものです。

以上の議案を含めて当委員会に付託された議案については、審査の結果、すべて原案可決すべきものと決しました。



▲ 稲敷市消防団の夏期訓練

## 常任委員会の審査経過と結果

### — 教育福祉委員会 —

委員長 高野 貴世志

付託された、議案第58号  
稲敷市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管部分について、各課所管に分けて審査を行いました。

教育総務課所管では、小学校施設維持管理費の補正は、新利根地区の太田小学校正門と西側の計2箇所にスライド式の門扉を設置するための外構工事の費用です。

給食センター所管では、老朽化の進んだ、新利根給食センターを廃止して、他の各給食センターに編入、統合するものです。江戸崎給食センターでは、新利根地区の小学校3校分560食を、東給食センターでは、新利根中学校分399食を、それぞれ受け入れるものです。そのため、これらにかかる施設の改修工事や、調理機器の入れ替え等を夏休み期間に完了させて、2学期から配食開始できるようにするものです。

生涯学習課所管では、放課



▲ 東学校給食センター

後子どもプラン推進事業の補正は、事業実施に向けた準備委員会や、事業の企画、立案をするコーディネーター等に要する経費について説明がありました。

委員からは、子育てをしている方々が、安心して活用できることを最優先に実施してもらいたい、との要望がありました。

高齢福祉課所管では、事業の拡大に伴う、臨時職員の採用にかかる経費について、説明がありました。

また、社会福祉課、児童福祉課からも、それぞれ詳細な説明がありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### — 産業建設委員会 —

委員長 埜口 正雄

議案第58号 平成19年度稲敷市一般会計補正予算（第1号）です。当委員会では、建設課所管の住宅管理費の67万4千円の増額補正を審査しました。これは市営住宅管理費で、阿波住宅と下馬渡住宅入居者への共益費還付金です。共益費を市の会計に受入し、一年分の精算終了後に入居者に残金を返金しています。今回の補正はこの精算後の還付金です。

次に議案第61号 市道路線の認定についてですが、1路線は江戸崎消防署の東側です。4路線についてはいずれも江戸崎庁舎東側とかぼちゃ公園東側の小野川堤防上で、まちづくり交付金事業により遊歩道整備事業を実施するために認定するものです。

次に議案第62号 市道路線の廃止についてですが、清水地内の道路と甘田地内の道路です。遊歩道の整備内容について質疑応答がなされた他、

市道を廃止するにあたっての要望がだされました。

また、市道路線の認定では、ミニ開発された住宅地の私道を市に移管する場合の要件等について質疑があり、詳細な答弁がありました。道路行政について活発な議論が交わされました。

当委員会に付託された議案3件について、審査の結果、全議案ともに、全会一致により原案可決すべきものと決定しました。



▲ かぼちゃ公園東側の堤防

## 委員会の活動報告

## 総務委員会

つくば市新庁舎建設計画  
調査研修報告

4月26日、つくば市役所で新庁舎建設計画の調査研修を実施しました。説明によると、昭和62年市誕生時に建設準備室を設置、住宅公園の土地を予定した。平成2年に位置を改める条例を可決し50億円を基金。平成4年に、生活関連施設に基金を充当した。平成13年荃崎町編入合併で合併特例債が可能となり、技術系職員4名で建設準備室を再開した。平成16年基本構想を庁舎規模3万㎡事業費200億円とする。同年11月市長交代により、規模や事業費を見直し、新庁舎建設の方針を「経済的かつ機能的でコンパクトな庁舎」とした。建設基礎調査検討会により、規模や事業費・職員数の見直しが行われた。規模を1万㎡縮小し、構造の単純化と施工単価を見直し、200億円を80億円、職員994人を759人とした。説明終了後、活発な意見交換

が行われた。主なものは、庁舎間移動に要する損失・公用車の台数・耐震改修など大規模改修費のコスト増が年間4億円と試算。合併特例債61億円を15年返済で年間4億円分庁舎での経済損出額と一致したため、市民へ強く説明している。場所は、日本自動車研究所を50年借地が可能で、市民に対し庁舎建設の動向は広報紙、ホームページを使い公表している。職員が働きやすい環境を作ることが、当市においても最も重要で、市民サービスを主眼とした庁舎建設を契機に、職員の意識改革は進むものと考えさせられた。実り多い調査、研修だった。

(総務委員長 柳町政広)



## 教育福祉常任委員会

市内の学校及び幼児教育  
施設の現況視察訪問

当委員会は、去る7月4日、事務調査として「市内の学校及び幼児教育施設の現況」について、市内の各学校等の中から6ヶ所を選定し、視察研修を行いました。

中学校では桜川中を訪問し、完成されたばかりの近代的な新校舎を見てきました。独創的スタイルと随所に見られる生徒達のための利便性を追及した創りは、感心する限りでした。

小学校では、ホタルの幼虫の放流活動を行っている根本小・また認定農業者の協力を得て農業体験を実施している鳩崎小・児童クラブを開設しているあずま西小を訪問しました。説明の中では各学校とも、独自の教育目標を掲げ、先生・生徒が一生懸命に取り組んでいる様子が感じられました。先生からは、近年の少子化による入学児童の減少が著しい状況について報告がありました。

幼稚園では、市内の中でも

園児数の一番多いみのり幼稚園を訪問し、園での現在の実情や、預かり保育の状況について説明を受けました。

保育所では、江戸崎第1保育所を訪問し、経年により老朽化が進んでいる施設や、子ども達が集まるホールと運動場の狭さは、早期に対応、改善されるべきものと再認識しました。

今回の視察研修を経て、学校や各施設における児童、生徒達の心地よい挨拶と笑顔は、各委員とも心とむ、ひと時の温かみを感じさせてくれました。稲敷市内における、子ども達の笑顔を守るために、より一層の努力をするものと決意を新たにしました。

(教育福祉委員長 高野貴世志)



▲ 桜川中学校

## 請願の審議結果

受付日	件名	提出者 住所・氏名	付託会 委員会	結果
H19.3.12 請願第2号	稲敷市議会議員定数削減に関する請願	稲敷市伊佐津 3275-2 池田 信正	議員定数等に関する調査特別委員会	趣旨採択
H19.5.14 請願第3号	公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める請願	稲敷市江戸崎甲 2148-2 稲敷地区建築組合連合会 会長 有坂 進	総務常任委員会	継続審査

### 市民の声

議会だよりには、市民の声を、どんどん載せていきたいと思えます。市民とキャッチボールができる広報紙を目指して、皆さんからのご意見、ご質問などを募集いたします。議会に関することなら、どんなことでも構いません。匿名でも結構です。お寄せいただいたご意見を掲載してまいります。連絡先は、

稲敷市役所東庁舎  
議会事務局  
☎0299-78-3390(直通)  
FAX 0299-78-3396  
E-mail: gikai@city.inashiki.lg.jp



### 議員定数等に関する調査特別委員会報告

委員長 長坂 太郎

委員会ではこれまでに、委員会の活動方針や活動計画を決定し、審査を行ってきました。審査の過程では、活発な意見が出され、全ての委員が議員定数削減については、避けては通れない問題である、との認識で取り組みました。審査の結果、この請願の趣旨、理由については、賛成できると判断をいたしました。しかし、請願内容に示されている定数削減の数については、この特別委員会によつて、更なる調査をして議論を重ね、決定すべきものである、との結論に至りました。

委員会の採決では、請願第2号 稲敷市議会議員定数削減に関する請願については、趣旨採択すべきものと全会一致により決定をいたしました。

6月定例会の初日に、特別委員会の審査結果を報告しました。本会議での採決についても、趣旨採択と議決されました。

今後、議員定数について調査を行い、本特別委員会で結論を出した後は、早期に議員発議によつて本会議へ提案する予定です。





# 傍聴



議員以外の者が会議を、その場所の傍らにいて聴くことをいいます。

議場で行われる本会議では、公開が原則となっており、地方自治法において規定されています。また、傍聴の自由とは、議員以外の者（主に住民）が会議の様態を直接見聞きすることの自由を意味します。これは、会議公開の原則の重要な要素、内容でもあります。地方議会の傍聴は、本会議や委員会、またその他の非公式の会議等で、それぞれ取り扱いが異なっています。

委員会では、公開原則が適用されていません。委員会は、内部審査の機関であり、本会議とは異なり自由活発な論議が行われます。また多くの場

合が、委員会室が公開に適用できる構造とはなっていないことなどが、その理由とされています。

稲敷市議会でも、公開原則とはしていませんが、委員長の許可を得た者が傍聴できる制限公開制を規定しています。

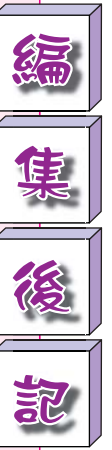
会議公開の原則が適用される本会議では、傍聴は自由とされていますが、議場の秩序を保持し、円滑な議事運営をする為に、傍聴規則が定められており、この中で傍聴人の定員を規定し、種類の規制を設けているため、傍聴人が騒ぎ立て、会議を妨害した時は議長がこれを抑制し、従わない時には退場させることもあります。

稲敷市議会の傍聴規則では、定員を30名としており、それ以上に来場された方については、入場できませんが、東庁舎内のテレビにて実況放送していますので、ご覧いただけます。

## 傍聴してみませんか！

市議会は、傍聴できます。この6月議会では、期間中、のべ24人の市民が傍聴しました。稲敷市役所東庁舎の2階で受付けています。次回の定例会は、9月に開催されます。詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 0299-78-3390 (直通)  
FAX 0299-78-3396  
E-mail : gikai@city.inashiki.lg.jp



暦では梅雨入りとなりましたが、東庁舎の3階の窓から見る風景は、紺碧の空に、くつきりとそびえ立つ紫峰筑波山と緑豊かな田園、点在する人家の眺めは正に一幅の名画であります。

帰路、波のない新利根川の川面に、兩岸の緑が映える風景を見ると稲敷市は何と美しい土地かと、しみじみ思う。

片や日本の社会は、年金記録漏れ（記録不備）と社会保険庁の腐敗ぶり。北海道の食肉加工業社の悪質商法。前防衛大臣の大失言『『しようがない』で大揺れ、しかし今後の日本の将来を決定づける国民投票法成立、教育再生法の成立と着実に、大きく動いている。

参議院選挙が近づいている。国民は、政治の動き実績をどのように評価するか。編集子も、静かで平穏な稲敷市の地で日本の大きな流れの行く方を皆さまと共にしっかりと見てゆきたい。

(平山 記)

- |      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 河内 喜和  |
| 副委員長 | 大湖 金四郎 |
| 委員   | 根本 金保  |
| 委員   | 柳町 政広  |
| 委員   | 平山 政寧  |
| 委員   | 関川 初子  |
| 委員   | 伊藤 均   |
| 委員   | 根本 光治  |

発行：稲敷市議会 編集：議会だより編集委員会 〒300-0792 稲敷市結佐1545 ☎0299-78-3390 (直通)